

平成16年(2004年)9月9日  
基本構想調査・江古田の森整備特別委員会資料  
区長室政策計画担当

「基本構想・新しい中野をつくる10か年計画」検討素材(No.4)について

「基本構想・新しい中野をつくる10か年計画」に関する現在の検討内容を下記のとおり検討素材(No.4)とし作成したので、報告する。

## 記

1. 基本構想(第1稿) 資料1  
基本構想の文章化案を第1稿としてまとめたもの
  
2. 新しい中野をつくる10か年計画検討案 資料2～4
  - ・10か年の行財政運営の考え方 (資料2)
  
  - ・10か年の人口推移 (資料3)
  
  - ・基本構想の領域(10年後に実現するまちの姿)に対応した区の施策と事業展開(主なもの) (資料4)

# 中野区基本構想

～多彩なまちの魅力と支えあう区民の力～

**【第1稿】**

平成16年(2004年)9月

も く じ

1 .	新たな時代に向けて	2
2 .	中野のまちの基本理念	4
3 .	中野のまちの将来像	5
4 .	10年後に実現するまちの姿	10
5 .	将来像の実現をめざして	17

## 1. 新たな時代に向けて

中野区は、昭和7年（1932年）、中野・野方両町の合併により誕生し、以後70余年をかけて自治の営みを重ね、人々の絆を強めてきました。

時をさかのぼれば、古代や中世にかけて、多くの人々がこの地で暮らしたことを示す遺跡や「中野長者」などの伝説が多数残っています。近世には、江戸幕府のもとで中野宿として栄え、八代将軍吉宗のときには「お困い」跡に美しい桃園がつけられました。近代に入って、いくつかの村が統合されて中野村と野方村ができ、鉄道も開通して、まちがどんどん発展していきました。その後の急速な宅地化のもとで、人々は関東大震災や太平洋戦争、戦後の復興とこれに続く高度経済成長といった大きな流れに直面し、これを乗り越えてきたのです。

こうした先人のたゆまぬ努力によって、いま、多くの人々が中野のまちに強い愛着を抱くようになってきました。私たちは、このまちに誇りを持ち、さらに発展させながら、次の世代に自信をもって引き継いでいかなばなりません。

昭和56年（1981年）1月に「ともにつくる人間のまち中野」を基本理念に中野区として初めての基本構想が制定されました。その後、20年を超える時とともに、バブル経済の崩壊やこれに続く経済の低迷、地球環境問題や少子高齢化、国際化の進展、地方分権の流れなど、大きな社会環境の変化や新たな課題が数多く生まれ、当初基本構想が想定した社会状況と現状とに大きな隔たりが生じています。また、戦後の発展を支えてきた、さまざまな制度は行き詰まりをみせ、国や地方の財政は危機に瀕しています。抜本的な解決のための改革は緒に就いたばかりであり、従来の社会のしくみや人々の生活はさらに大きく変わろうとしています。

こうした改革の流れは、中野区にあっても、区民の暮らしや行政の姿に大きな影響を及ぼすこととなります。その流れを、安心して生きがいのある区民生活を築く未来へと方向づけることにより、このまちは今後も自治体として持続していくことが可能となります。長い歴史と先人の営みが作り上げてきた、30万もの人々が暮らす都市・中野区を、区民の意思と力によって、21世紀にふさわしい自治体へと再生していくことが求められています。

こうしたことから、安心して生きがいのある生活を実現し、未来へと着実に引き継いでいくことのできる持続可能な地域社会を築くための、新たな基本構想を策定しました。基

本構想では、真に豊かな地域社会をつくりあげていくための基本的理念を区民憲章として掲げ、将来像と10年後に実現すべき姿を明らかにしています。

この基本構想は、これからの10年、日本全体が大きな変革へと進む中で、中野区に住む人だけでなく、中野のまちで学び、働き、活動する人たちの暮らしやつながりを支え、まちとして存在する価値を創造し続けるための区民の共通目標となります。同時に、基本構想は、主権者である区民の信託を受けて行政を進める区にとって、もっとも基本的な区政運営の指針であり、すべての区の仕事は、この基本構想に沿って進められることとなります。

区は、基本構想の将来像を実現するため、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定します。基本構想では、将来像がどれだけ実現されてきているかを測るための具体的な「指標」を設定しますが、10か年計画では、「指標」ごとの目標と、そのために区が取り組む施策について明らかにします。基本構想とこの10か年計画は、21世紀にふさわしい自治体として、みずからのことは主体的に決定し、同時にその責任も負う「自己決定・自己責任」と、自立と相互の支えあい、さらに公の支援を前提にした「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、区民が地域の自治や公共・公益活動に主体的に取り組むことができる、豊かな地域社会づくりのための道筋を示すとともに、中野区が、区民や地域の視点に立った、自立性の高い自治体となることをめざすものです。

10年後の中野区を、将来像で描くような、「多彩なまちの魅力」に満ち、「支えあう区民の力」であふれる、すばらしい自治体にしていくため、すべての区民の行動が、今、始まります。

## 2. 中野のまちの基本理念

### 基本理念としての「区民憲章」

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、社会環境が大きく変わっても、真に豊かな地域社会をつくりあげていくために欠くことのできない普遍的な理念を、「区民憲章」として次のとおり明らかにし、だれもが共有します。

### 生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します

私たちは、地球市民の一員としての立場に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります

### 3. 中野のまちの将来像

#### ～ 多彩なまちの魅力と支えあう区民の力～

将来の都市像を、「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぐと同時に、「住宅都市」としてだけでなく、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営む姿が随所で見られます。そうした中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独創的・先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、全体としてのまちの魅力が、さまざまな形で内外に向けて発信されている。そんなまちの実現をめざしていきます。

具体的には、区民の暮らしにかかわる領域を次の4つに分け、それぞれについて将来の姿を描き、その実現をめざします。

#### ・ 持続可能な活力あるまちづくり（まちづくり、環境、地域産業などの領域）

これまで交通の利便性が評価され、住宅のまちとして発展してきた中野区ですが、これからは住宅都市としてだけでなく、産業や学習・娯楽の拠点を備えた、にぎわいと活力のあるまちをめざします。また、中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民それぞれが、環境に配慮した暮らしを営むことで、循環型社会を築いていきます。さらに、道路や公園などの都市基盤を整備し、災害に強く、あらゆる人々にとって障壁を生み出さないまちづくりを進めます。

#### ・ 自立してともに成長する人づくり（教育、子育て、人権、男女平等などの領域）

核家族化や少子化などによって、家庭や地域の養育力が低下してきた中野のまちを変え、子どもたちの健やかな成長を支えるために、ともに子育てを支え、子どもを見守る体制の整った、豊かな地域社会を築きます。また、子どもから大人まで、あらゆる人々が能力を伸ばし、生かしながら、差別されることなく、いきいきと生活していけるまちをめざします。そうした区民の暮らしに中野ならではの芸術・文化が息づき、心のゆとりをもたらすことのできる地域社会を実現します。

#### ・ 支えあい安心して暮らせるまち（保健・健康、福祉、地域活動などの領域）

高齢化が進む中であっても、一人ひとりが健康や生活を守り豊かな生活を営む努力をするとともに、これまで区内の各所で実施してきた、多くの支えあいの活動をさらに発展させていくことで、支援の必要な人が地域で見守られながら安心して暮らせるまちをめざします。区は、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな担い手が提供する保健・福祉・医療などのサービスが量、質ともに整うための取り組みを進めると同時に、行政として必要な支援を用意して、区民の暮らしを支えています。

・ **区民が発想し、区民が選択する新しい自治**（参加・自治、公共サービス、行財政運営などの領域）

地域を基盤にして、区民みずからが決定し、行動し、参加して自治を担うことを原則に、これまで中野区内でさまざまに展開されてきた自治の取り組みを生かしながら、地域の施設運営や区の政策決定過程への参画、公共サービスの担い手としての参入に至るまで、あらゆる場面でいっそうの参加を進めていきます。同時に、地域の力で、安心して安全な暮らしを実現するとともに、平和の実現に向けた努力を続けていきます。また、区の仕事は区民ニーズに即して常に改善し効率化を進め、説明責任を十分に果たすことのできる、質の高い、自立した自治体をめざします。

以下に、領域ごとにみた将来像の詳細を示します。

・ 「持続可能な活力あるまちづくり」の将来像

1 **産・学・遊・住の機能が調和し、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち**  
利便性の高い立地条件とさまざまな人材を活かした、新しい都市型の産業が発展しています。

生涯にわたってともに学び教えあう、遊びと楽しさを持ちあわせた、活気とにぎわいのあるまちになっています。

職住近接の生活様式が確立し、ゆとりある生活が実現しています。

さまざまな種類の良質な住宅が確保され、多様な世代が住み、30万人の区民によって、それぞれ心豊かな地域コミュニティが形づくられています。

2 **一人ひとりが環境に配慮し、快適な暮らしの文化をともに育てるまち**

区民一人ひとりが環境を大切にする意識をもち、地球環境への負荷を減らした生活を実現しています。

資源の有効利用が進むなど、循環型社会が形成されてきています。

都市の機能と暮らしが調和した、中野らしい文化がはぐくまれて、快適なまちになっています。

### 3 安全で快適な都市基盤が整備されたまち

道路や公園などが整い、災害に強い都市基盤が整備されています。

環境と共生する都市構造となっており、都市の中に、自然の息吹とみどりのうろおいが感じられる、快適なまちになっています。

まちの中では、段差や障害物などが減り、あらゆる人々にとって障壁を生み出さない、ユニバーサルデザインの理念にもとづくまちづくりが進んでいます。

## ・「自立してともに成長する人づくり」の将来像

### 1 子どもをはぐくむ家庭を地域全体で支えているまち

子どもをはぐくむための良好な家庭環境が整い、それを地域全体で支える体制が整っています。

子育て支援などの環境が整い、子育て世代が住み続けられるようになっています。

子どもをめぐる地域の活動がさらに発展し、人々の新たなつながりが広がっています。

乳幼児の健やかな成長と育児を支える環境が整っています。

### 2 子どもから大人まで能力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち

子どもも大人も、地域社会の中で一人ひとりが発意でき、互いに意見を尊重しあい、社会への貢献が実感できるようになっています。

年齢、性別や国籍、障害の有無等によって個人の可能性が制限されることがなく、一人ひとりの権利が守られ、あらゆる差別を許さない地域社会が形成されています。

子どもたちは、豊かな情操をはぐくみ知力・体力を高めながら、自分の将来に希望や明確な目標を持ち、いきいきと学んでいます。

社会に出た後も、さまざまな教育の機会が保障され、選択して学習できる環境が整っています。

だれもが中野らしい芸術・文化に親しみながら、生活の質を向上させ、生活にゆとりがもたらされています。

・「支えあい安心して暮らせるまち」の将来像

1 **みずからが健康や生活を守り豊かな暮らしが営まれているまち**

区民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、身近な健康づくりの場や医療を活用しながら、自分の体や心とうまく付き合い、自分らしく生きています。

高齢者や障害者が、就労や地域活動などを通じて積極的に社会参加し、いきいきと暮らしています。

高齢者、障害者をはじめとして、区民一人ひとりが、自立に向けた努力を行うとともに、さまざまなサービスの中から自分にあったものをみずからの意思により選択して、日常生活を豊かに過ごしています。

2 **地域で支えあい安心して暮らせるまち**

個人や家庭だけでは解決が困難な課題については、地域のみんなで解決し、地域での支援が必要なことについては、みんなで支える地域社会が形成されています。

近隣のつながりや生活様式・趣味による交流など、さまざまなコミュニティが存在し、人と人との関わりによって、区民の生活には笑顔と心の豊かさがもたらされています。

各地域には、さまざまな形でボランティアの力をはぐくみ、生かす環境があります。

3 **だれもがいきいきと安心して過ごせるまち**

区は、さまざまな担い手が提供するサービスの質の確保や調整・支援の役割を果たしています。

区が必要な支援を用意して、区民のニーズに適切に応えながら、区民の暮らしを支えています。

保健・福祉・医療のサービスが量、質ともに確保され、すべての区民の健康が増進しています。

・「区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の将来像

1 **地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち**

区民が必要な情報は、みずからが情報収集でき、それを利用して生活に役立てたり、区政に対し意見や提案を行ったりするなど、区民が政策決定過程に参画しています。

みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことを原則に、区民が主体となってまちのことを考え、地域の問題の解決に取り組んでいます。

事業者や民間団体も、さまざまな形で、公共サービスの担い手として区民生活に関わっています。これらの団体と区は、対等・協力の関係で、お互いに知恵や力を出しあい、地域の活力を生み出すパートナーとしての関係を築いています。

区民は、施設の利用や運営に関わることなどで、地域への参加を進めています。

地域の協力体制や区、関係行政機関との連携などにより、防災のしくみが整い、まちの安全が確保されて、災害や犯罪、事故の危険に脅かされない、安心した生活が営まれています。

一人ひとりが平和の大切さを自覚し、平和な世界を希求して、地域での暮らしを営んでいます。

中野に住む外国人は、地域社会を構成する区民の一員として、地域の中でいきいきと暮らしています。

## 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区政運営は、区民の参加と地域自治をもとに進めます。

区は、常に区民の声を聞きながら、区民ニーズに対応した、新たな政策を作り出しています。

区が行ってきたサービスのうち、効率性や質の面から、民間で行うほうが望ましいものについては、民間にゆだねることを原則とします。

区は、最少の経費で最大の価値あるサービスを提供するよう、効率的に区政を運営しています。

区は、情報通信基盤を整備し、区民と区の双方向の情報交換を実現しています。

公共施設は、多機能化や、使いやすさを高めることで質の高いサービスを提供し、地域コミュニティの形成に寄与しています。

区や区議会は、区民への説明責任を一層果たすために必要なコミュニケーションを構築しています。

## 4.10 年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する将来の姿を、4つの領域ごとに、それぞれ下記のとおり描きます。同時に、めざす姿を具体的に示す「指標」を設けて、到達状況を検証し、実現のための取り組みを進めていきます。

### ・「持続可能な活力あるまちづくり」の10年後

#### - 1 中野駅周辺整備を引き金として、産業の活力がみなぎるまち

中野駅周辺は、区内随一のにぎわいの中心として、住宅や商業、学校などさまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えた、快適で魅力ある新しい拠点となっています。同時に、サンプラザや中野区役所、中野駅北口広場一帯の再整備が動き始めています。

野方駅周辺、東中野駅周辺、中野坂上、鍋横周辺など、地域の拠点となる各地区は、その地区ごとの環境にあったまちづくりが、地域の人々とともに検討され、着実に進められています。

区内各所では、さまざまな施策の組み合わせによって、土地の活用が適切に行なわれています。

情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展しており、区外から起業をめざす人が多く集まるなど、地域全体の経済力が高まっています。

商店街は、親しみや安堵感などを感じられる、地域コミュニティの核として、消費者が新しい発見や体験、面白さなどを体感できる場へと発展しています。

さまざまな世代が活発に活動して、地域の暮らしや文化をにぎわいのあるものにしていきます。

世帯向け、高齢者・障害者向け、単身者向けなど、多様で良質な住宅が、区内各所に増えています。

#### 【指標】

- ・ 景観やまち並みに満足している区民の割合
- ・ 誘導居住水準(国の住宅建設計画で設定された、住宅の質の向上を誘導する上で指針となる居住水準)を満たしている世帯の割合
- ・ 区内の商業売上高(年間)
- ・ 区民の就業者のうち、区内で就業している人の割合

## - 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

区民の日常生活の中で、温室効果ガスの排出量削減をめざしたエネルギー消費の抑制や、環境保全のための消費行動など、地球環境に配慮した、さまざまな取り組みが進んでいます。

「ごみゼロ都市」をめざして、区や区民、事業者などがさまざまな形で連携しており、ごみの発生抑制・資源の有効活用などの具体的な取り組みが広がっています。

庭木の育成やベランダの緑化など、身近なところで区民それぞれのみどりを増やす取り組みが進んでおり、そうしたまちの中のみどりが、人々の心にやすらぎを与えています。

### 【指標】

- ・ 一人1日あたりのごみ排出量
- ・ 資源化率(資源回収量を、ごみ量と資源回収量の合計で除した率)
- ・ 緑被率(空から見たときに、区の全面積に占めるみどりの割合)

## - 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

災害に強く、安心とやすらぎのある都市基盤づくりを実現するため、地区の特徴を生かしつつ、道路整備や建物の共同化、不燃化などが着実に進められています。

区内各所で建築物の耐震性の向上や防災体制の整備、救援物資の整備などが進み、まちの防災機能が高まっています。

拡幅整備によって狭あい道路が減少し、道路の安全性と快適性が高まってきているとともに、消防活動が困難な区域が少なくなっています。

区内各所では、障害の有無や年齢・性別・国籍等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく利用できる道路や建物などの都市環境づくりが進んでいます。

みどりの拠点となる公園の計画的な整備や、今ある緑地の保全など、自然と調和する環境への負荷を低減する都市基盤の整備が図られています。

新たな公共交通サービスの導入により、だれもが便利で快適に移動できる交通環境が整備されており、多くの人々が区内を移動しやすくなっています。

西武新宿線の立体化計画と、沿線のまちづくりが具体化しており、踏み切り問題の解消が現実のものとなりつつあります。

### 【指標】

- ・ 生活環境全体としてのすみやすさに満足している区民の割合
- ・ 不燃化率(各丁目ごとの建築面積に対する耐火造と準耐火造建築物の建築面積の割合)

- ・ 緑地率(区の全面積に占める公園や寺社、河川などの緑地面積の割合)

・ 「自立してともに成長する人づくり」の10年後

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

地域では、さまざまな育成活動を実践し、家庭や学校などと連携して子育てに関わっている人が増えています。

地域の人々の協力によって、学校では多様で特色ある活動などが活発に行われています。

地域で、子どもをもつ人を対象にした「親」教育や、親になるための準備教育が進められていて、親になることに漠然とした不安や、育児の孤立感を感じる人が減ってきています。

子どもたちは、地域の中で遊びや学習を通じてさまざまな体験をし、地域の子どもが多く世代とともに交流をする機会が増加しています。

育成活動に対する支援がさまざまに行われるとともに、子育て・子育てのための相談機能が強まっており、地域で子どもの育ちに関わることができる環境が整備されています。

保育園や幼稚園など、乳幼児のための施設の連携や一元化が進み、子どもにとって質の高いサービスが提供されています。

保育や保護を必要とする子どもたちのために、柔軟に利用できる良質なサービスが整えられています。

【指標】

- ・ 地域活動やグループ活動への子どもの参加率
- ・ 認可保育園の待機児率
- ・ 合計特殊出生率
- ・ 子育てをしていて「社会から取り残されていく」ストレスを感じる乳幼児の母親の割合
- ・ 乳幼児の母親からみた、夫・パートナーの育児参加への満足度
- ・ この1年間で、地域活動やボランティア活動に参加した区民の割合

- 2 子どもから大人まで、地域の中で能力をのばせるまち

豊かな創造力と、強く柔軟な心と身体をはぐくむことができるよう、学童期の子どもには、創造的な活動の機会がさまざまな形で地域の中に広がっています。

まちの中で、活動場所が確保されていたり、意見を述べる機会が保障されていたりするなど、青少年が健全に育つ環境が整えられています。

性別や年齢、障害の有無などの区別なく、だれにでも社会参加の機会が平等に保障されており、女性や障害者の社会参画がより一層進んでいます。

学校では、自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、自他の生命や人権を尊重する教育が行われています。また、障害のある子どもが、自分の可能性を伸ばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じた、きめ細かい教育を受けています。学校では、子どもにとって最適な集団規模で教育が確保され、社会の変化によって生じる課題についての教育が行われるとともに、魅力ある授業が展開されて、子どもの基礎学力が向上しています。また、子どもたちの健康と体力が向上し、成長期の心の問題に取り組むしくみが整うと同時に、安全な学校生活を送れる環境が整備されています。

社会人が能力を開発して学ぶ場や、高齢者や青少年が新しい分野の知識を得る場など、区民が学習する機会が、地域の中に多様に用意されています。

歴史のある芸能や手工芸などが大切に守り伝えられ、さまざまな芸術・文化活動が区内各地で活発に展開されています。

既存の施設や地域の人材を活用し、区民がメンバーになって自主的に運営する地域型スポーツクラブなどにより、地域でだれもが継続的にスポーツを楽しめるようになっています。

学校図書館や地域図書館などの活用により、必要な書籍や情報を迅速に入手・活用しながら、区民が身近な場で主体的な学習活動に取り組んでいます。

【指標】

- ・ 性別による固定的な役割分担意識を持たない区民の割合
- ・ 週に1回以上スポーツをする区民の割合
- ・ 子どもの可能性をのばす学校教育がなされていると感じている保護者の割合
- ・ 不登校児等の割合

・ 「支えあい安心して暮らせるまち」の10年後

- 1 **だれもが自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち**

区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、健康づくりの場や身近な医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持、体力の向上に努めています。

自立した日常生活を維持するために、体力の向上のためのトレーニングや積極的な外出、食生活の改善など、その人にあったさまざまな努力を行うことで、心身機能の低下の予防が進み、健康な高齢者が増えてきています。

高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわることで、いきいきと暮らしています。

障害のある人や介護を必要とする人が、さまざまな担い手が提供する多様なサービスの中から、自分にあったものを選択して利用し、地域で自立して生活しています。

【指標】

- ・ 成人健診で「所見なし」とされた35歳から64歳までの区民の割合
- ・ 65歳から74歳までの前期高齢者の「要介護・要支援」認定率
- ・ ほとんど毎日外出する障害者の割合

- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手として、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践しています。

就労形態などが多様化して、人々の働き方や暮らし方が変化し、勤労層が地域で過ごす時間も増えています。

退職後の人々に、多様な地域活動や自治の場が用意されていて、豊富な経験と能力を生かした活動や新しい分野の活動に参加しやすくなっています。

青少年が地域活動の一翼を担っており、支えあいの活動に多数の若者が参加しています。

【指標】

- ・ この1年間で、地域活動やボランティア活動に参加した区民の割合
- ・ この1年間で、地域活動やボランティア活動に参加した65歳以上の区民の割合
- ・ 生活上の悩みや不安を相談できる相手(人または機関)がある区民の割合

- 3 安心した暮らしが保障されるまち

支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と、最適なサービスの組み合わせによって計画的に自立や機能維持を図るケアマネジメントを行う体制が確保されています。

保健福祉・医療など、人的なサービスがさまざまな担い手によって提供される市場の構築や育成、サービスの質の確保、利用者保護などの役割を区が担い、多くの担い手

による多様なサービス提供を実現することで、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境になっています。

段差などがなく事故の危険が小さくて、ケア体制も整った、高齢者や障害者にやさしい住宅が区内で提供されています。

個人や地域が担えない範囲の需要については、区が必要な支援を用意して、暮らしを支えています。

【指標】

- ・ 介護サービス利用者率
- ・ 生活上の悩みや不安を相談できる相手(人または機関)がある区民の割合
- ・ 介護保険サービスへの満足度

・ 「区民が発想し、区民が選択する新しい自治」の10年後

- 1 **自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち**

地域では、さまざまな団体や活動主体により、地域課題解決についての話し合いや共同行動など、住民による協働の動きが広まっています。多くの区民が自治意識をもって積極的に地域活動に参加し、地域の団体活動が活発になり、NPOなどの新しい形の活動形態も広がっています。

町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、よりよい地域づくりに力を尽くしています。

まちの中では、人々が共通のルールを設けて暮らしやすい環境づくりを進めたり、特性を生かしたまちづくりに取り組んだりしています。

区民は、必要な情報を、情報通信技術をはじめとする多様な方法で、速やかに入手できるようになっています。

身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、運営も区民が行っており、多様な地域活動の拠点として生かされています。

地域では、災害時への対応や防犯のための備えなど、安全、安心な暮らしを支えるための取り組みが、人々の力を生かしながら幅広く実践されています。

身近な地域で、平和の実現を願うさまざまな活動が展開されています。

中野に住む外国人は、区民として責任を担い地域社会に参加し、協力してまちづくりを行っています。

地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となっています。そうした担い手によって提供される多様な公共サービスは、ニーズに即応した質の高いものとして、区民に評価されています。

【指標】

- ・ 必要な区政情報を入手できるとする区民の割合
- ・ 区は説明責任を果たしていると思う区民の割合
- ・ 区政情報が十分に提供されていると思う区民の割合
- ・ 区内のNPO法人認証数(年間新規団体数、合計数)

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区は、税財源の確保など財政構造の改革に努め、持続可能な、安定した区政運営を行っているとともに、区民にとって満足度の高い、効率的な行政を進めています。

区は、さまざまな手続きや相談などについて、情報通信技術の利用によって区民の利便性を高めるとともに、区からの一方的な情報提供から、区民と区の双方向による情報交換へと情報の伝達方法を変えています。

情報通信技術を活用して、区民がネット上で即時に知識や情報を得たり、安全に取引したりすることが可能になるなど、都市生活の質を高める環境が整備されています。

同時に、電子化された個人情報の保護が図られています。

適正なサービスが効率的に提供されるよう、区立施設の適正な再配置が行われ、そうした施設が区民の生活に生かされています。

【指標】

- ・ 区民の意見や要望などが区政に反映されていると思う区民の割合
- ・ ずっと住みたいと思う区民の割合
- ・ 電子申請対応件数
- ・ 職員一人あたりの区民の数
- ・ 公債費比率

## 5. 将来像の実現をめざして

### (1) 基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、今後策定する「新しい中野をつくる10か年計画」は、その理念と将来像を実現するための取り組みや目標を示す基本計画となります。この計画では、基本構想で描いた将来像の進展状況を測る「指標」について、10年後に達成する目標値も明らかにし、その実現をめざします。

したがって、区のあらゆる個別計画や予算の編成、事業の実施は、すべてこの基本構想および「新しい中野をつくる10か年計画」と整合し、これをさらに具体化していくものとなります。

なお、基本構想で描く将来像の実現までの進捗状況については、常に「指標」を用いて具体的に把握し、区民と区が目標を共有して取り組みを進めていく必要があります。

このために、区は、あらゆる機会をとらえて基本構想の考え方を広く区民に周知し、区民とともにその理念を共有し、取り組みを推進していくとともに、現状の把握や検証・評価にあたって、幅広い区民の参画を進めていきます。

### (2) 行財政運営の基本原則

区は、下記の原則を基本にして、基本構想で示された基本理念の推進と、将来像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

#### 持続可能な行財政を確立する

民間の力と地域の資源を生かし、効率的な財政運営や職員の削減を進めて、「小さな区役所」を実現することで、持続可能な行財政を確立します。

#### 公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する

民間や地域活動団体などの多様な担い手によって、より効率的で柔軟なサービスが区民に提供される中、行政はそうした活動が適正に行われ、区民から信頼されるものとなるよう、評価・指導するしくみをつくり、サービスの質と量を確保していきます。同時に、社会的な安全網としてセーフティネットを構築していきます。

#### 参加と地域自治を進める

区民による自己決定、自己責任を地域運営の原則とし、区民の参加と地域自治によって、中野の自治を推進します。

#### 開かれた公正な行政を確立する

区民の声を反映するしくみを活用して、広く区民の意見を求めながら行政運営を行います。あわせて、行政の説明責任を果たし、行財政の目標と施策及びその成果について区民にわかりやすく情報提供を行います。また、サービスに対する苦情などを行政全体として受け止め、区民の立場に立って解決していきます。

#### 目標と成果による行政を経営し、行政組織を整備する

区民の価値から見た目標を明確にして、その達成をめざす行政システムを確立します。達成すべき目標に合わせて予算、組織を編成し、区民に公表して、「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のプロセスを進めます。同時に、区の組織を簡素で効率的なものにするとともに、組織の縦割りによる弊害をなくし、現場への権限委譲を進めて、迅速で柔軟な意思決定を行います。あわせて、人材育成を進め、価値の高い行政運営を図ります。

#### 自治体としての自己決定・自己責任を実現する

さまざまな制度改革などに対して、自己決定・自己責任により対応できる、自立した自治体をめざします。

# 10か年の行財政運営の考え方

少子・高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、環境負荷の増大などの社会経済状況の変化とともに、区民の価値観やライフスタイルの変化により区民需要も多様化・複雑化するなど、区政をとりまく諸条件が大きく変化しています。国の地方分権・構造改革の流れのなかで、区は自治体として自立的・主体的に多くの課題に取り組み、行財政運営を行っていくことが求められています。基本構想が描く将来像を着実に実現し、新たな行政需要に対応していくためには、一層の行財政改革が必要となっています。

日本経済の成熟化・低成長化のもとで、区民や企業の経済的活動を基盤とする区の財源の大幅な増加を期待することができません。区は、財政状況の厳しさを再確認し、三位一体改革など国や都の制度改正や権限委譲に的確に対応するため、これまでの発想を大きく見直し、簡素で効率的・効果的な行政経営と安定した財政基盤を確立する必要があります。

## 行政運営の考え方

区は、区民主体の区政をめざし、自治と参加を進めるため、区民からの発想や提案をその運営に反映するしくみや手続きを明らかにしていきます。そのため、参加のしくみや区の業務の進め方などの見直しを行います。また、実現すべき将来像の着実な実現のために、効果的・効率的に経営するには、仕事のプロセス、評価のしくみ、組織、人事、財政などが有効に連携して機能していく必要があります。

### 1 透明性・公正性の確保

区民がみずから参加し、中野区の特性を活かした個性豊かな地域社会を形作るために、区は政策形成の段階に応じて、その発案から評価に至るまで参加のしくみを整えます。また公正で透明性の高い住民に開かれた区政を推進するために、区政に関する情報公開・情報共有を一層推し進め、中野の住民自治が、区民の区政に関する的確な判断に基づいて行われるしくみをつくります。

### 2 目標と成果による管理

区政運営の改革を「目標と成果による管理」によって、継続的に行います。

区民生活や地域社会をよりよいものにするために、すべての行政活動の目標を区民

の立場に立って設定し、その達成のための手段を明らかにして、その成果を客観的に評価し、評価による改善を行う区政運営を行います。

事業の成果は、それぞれできる限り客観的な指標を設定し、さらに外部の視点を導入して評価を行い、事後の改善の基礎とします。

行政評価や監査等の評価は区の説明責任を果たせるよう、区民にわかりやすい表現で公開します。

### 3 権限委譲と組織の簡素化

区の組織は、区政目標を達成しやすいよう編成します。意思決定を行う階層を簡素化し、迅速な判断に基づき、サービスの向上を図ります。

また、区は予算、人員、施設、財産、情報という経営資源を各部に配分し、最大限に活用できるよう経営にあたります。

職員は、それぞれが担う組織目標の達成に向け、職層、職務の級や能力に応じて事案の決定権を持ち、その職責を果たします。

### 4 職員の意識改革と人材育成

行財政改革を真に実効あるものにするためには、職員の意識改革と資質向上は、不可欠です。顧客満足度を高めるために、各職員が区政サービスの担い手として区民の生活実感に敏感となり、区民の立場で考え行動することが基本です。

職員一人ひとりが、区民のための区政であることを改めて自覚し、区民に最も身近なサービスの担い手として改革意欲を一層向上させていくことが必要です。

そのため職員の職務遂行能力、政策形成能力の向上や、最小の経費で最大の効果を生むためのコスト意識、職務内容の公正さ、正確さを高めるための人材育成に努めます。

### 5 計画的な定数管理

10年後の2,000人体制に向けて、計画的な定数管理を行います。

特に新たな需要に対応するための必要な人員については、事務事業の見直し、民間活力の活用、IT化などによる事務の効率化を積極的に推進することにより、職員の配置を見直し、2,000人体制の実現を図ります。

## 財政の状況

区の財政は、特別区税（区民税、軽自動車税、たばこ税）特別区交付金（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税が都と区の役割分担に応じて配分される）と、地方消費税や利子割交付金、自動車取得税など国から配分される税に加え、国・都の補助金

等による収入で運営されています。

このうち、国・都の補助金は、特定の事業を実施する場合に、その一部が補助されるものです。

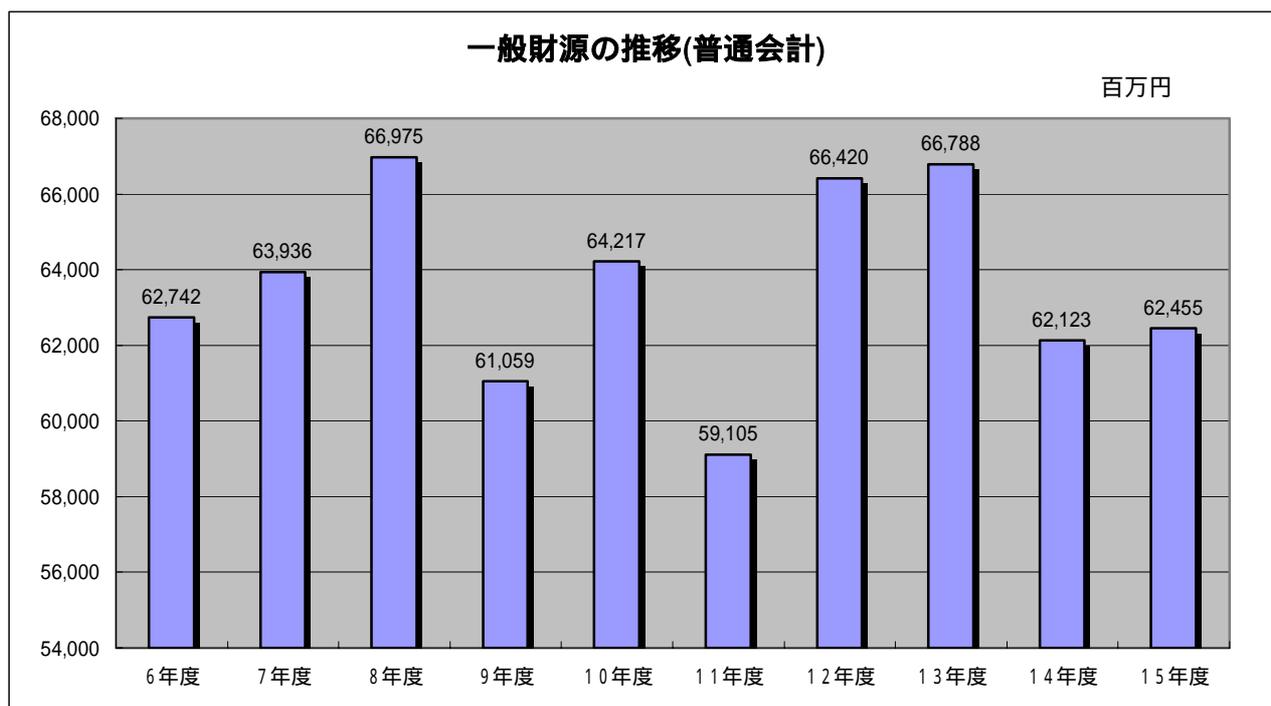
中野区が、自らの判断で使い方を決められる財源は、平成15年度決算によれば総額887億円のうち、特別区税、特別区交付金、地方消費税など625億円です。これを一般財源といいます。

### 平成15年度決算の状況(普通会計)

(歳入)		(歳出)		単位:百万円
一般財源	62,454	義務的経費	50,269	
特別区税	26,687	人件費	28,424	
特別区交付金	27,527	扶助費	15,327	
減税補てん債	824	公債費	6,518	
その他一般財源	7,416	物件費	12,768	
特定財源	26,283	繰出金	8,339	
国・都支出金	13,891	投資的経費	9,130	
その他特定財源	12,392	その他	7,355	
歳入合計	88,737	歳出合計	87,861	

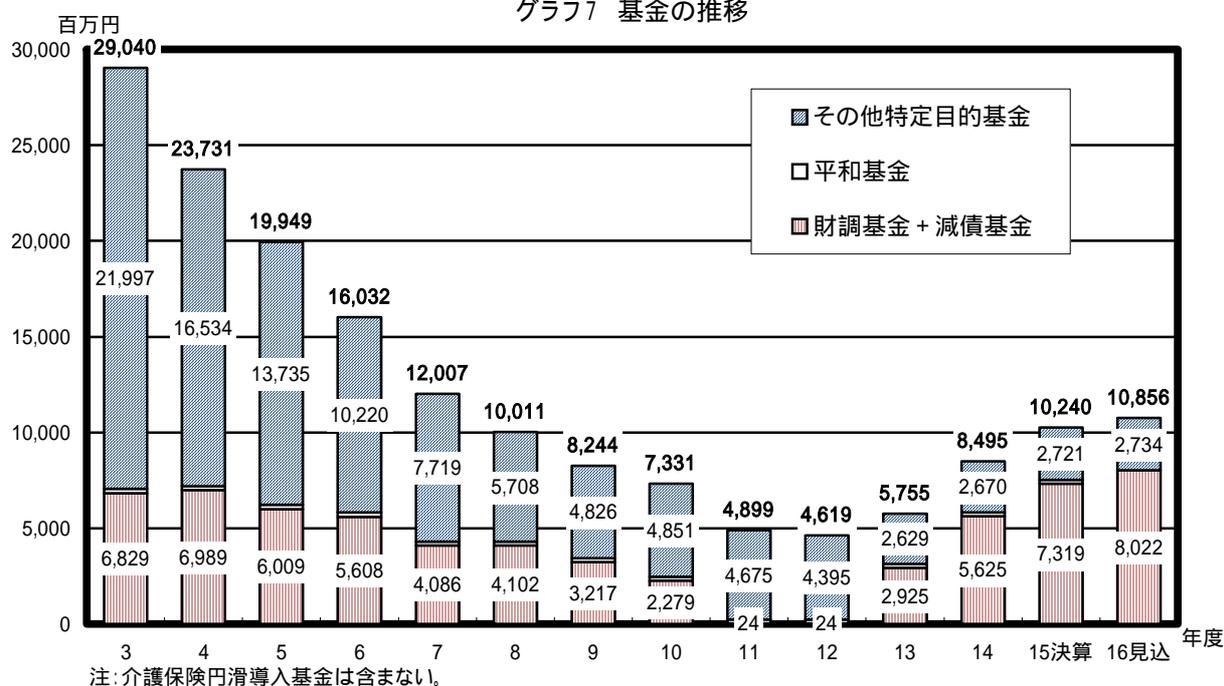
**普通会計とは、国の定める全国統一の基準に従い、自治体の決算を再編成したもので、統計上の会計といえることができます。普通会計決算を通じて、各自治体の財政状況を、全国統一の基準で把握し、他の自治体との比較ができるようになります。**

しかし、特別区税や特別区交付金などの一般財源は、景気の変動により増減するので、中・長期的な変動を見込んだ財政運営が必要となります。毎年度の収入額をその年にすべて使い切ってしまうと、新しい施策に取り組みなくなり、減少した場合には実施しているサービスを削減しなくてはならなくなってしまいます。



このため、中・長期的な収入見込みに合わせて支出を考え、安定的にサービス提供するために必要な財源や、新しい施策を実施するための財源の確保（基金の積み立て＝家庭における預金のようなもの）、景気変動に対処するための財源の確保が必要です。

グラフ7 基金の推移

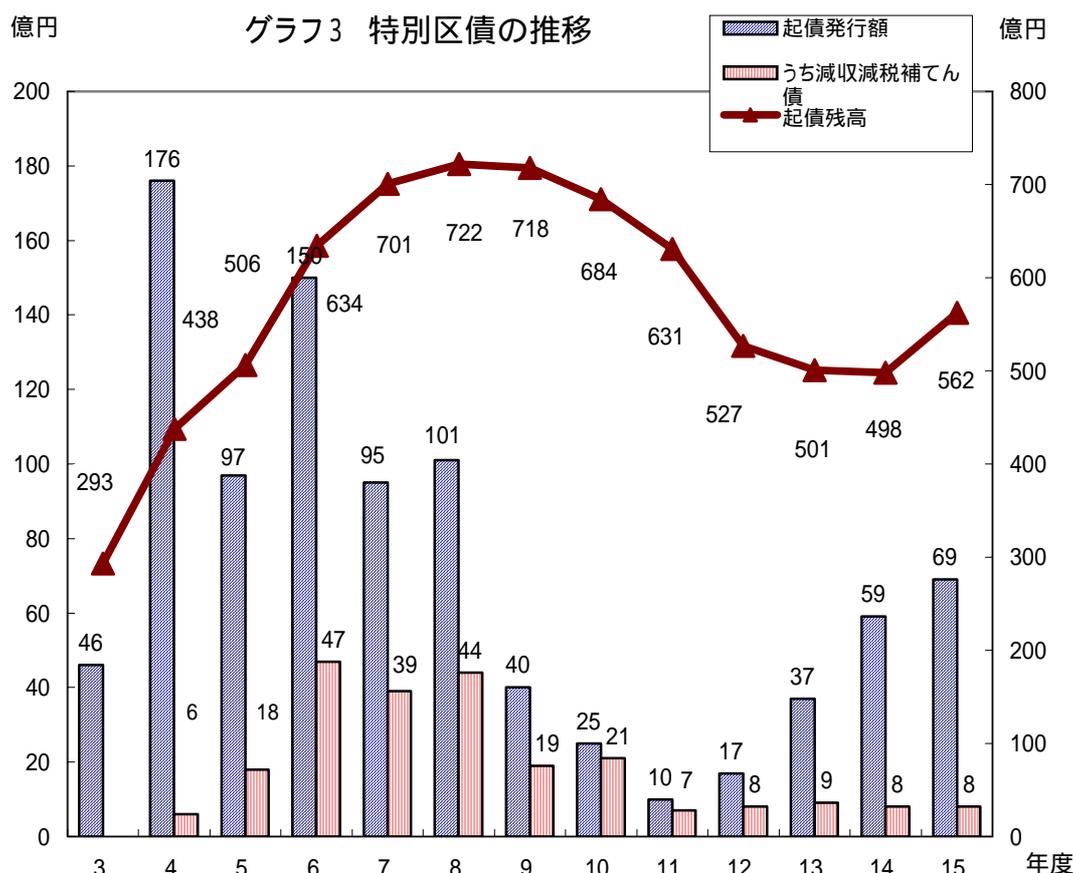


また、まちづくりや、施設の整備など、将来にわたってサービス基盤を整備する場合には、現在、税の負担をしている区民だけでなく、将来利益を享受する区民の税負担も見込んで事業を実施することも必要です。このような場合には、不足する財源分の借入れ（起債）を行い、長期にわたって返済をしていくことになります。

しかし、借入れ（起債）を無計画に行ってしまうと、将来の返済額が増えることとなります。返済には一般財源を使うため、その減少を招き、サービスを削減しなければならない状況を生んでしまいます。

このため、中・長期的な収入見込みを行ったうえで、起債できる額を決め、事業の実施時期を見定めなければなりません。

中野区は、バブル経済時に実施した施策や事業の影響が、行財政改革に取り組んでいる現在も続いており、持続可能で安定的な財政運営を行える状況とはなっていません。



### 持続可能な財政運営（安定的な財政運営のために）

持続可能な財政運営には、毎年度の支出額を当該年度の収入額で賄える運営にすることが必要です。

16年度予算では、収入額が支出額を賄いきれず、約19億円の財源対策を行いました。

17年度も財源対策を行うことを予定しています。

こうした状況を改善し、持続可能な財政運営とするため、日常的な事務事業の見直しや

行政評価の反映などを行い、支出の適正化を図るとともに、10か年で実施すべき施策を把握し、計画的に実現していくための財源の確保を行っていきます。

このため、中・長期の歳入歳出を適正に見込むこと、景気変動による歳入の増減の影響への対策を立てること、起債（借り入れ）の計画を策定すること、財政負担の大きな事業を実施する際に他の事業を圧迫しないため、基金（預金）積み立て計画を策定すること、施設の整備（改築、改修）を計画的に行うための整備計画を策定すること、事務事業の実施方法や内容を常に見直し区民のニーズに適切に応えていくこと、などに取り組みます。

## 1 歳入・歳出の見込み

現在、国の三位一体改革（補助負担金の見直し、地方交付税の見直し、税源の移譲）が進められていますが、取り組み内容は不透明なままです。

しかし、三位一体改革で検討されている国庫補助負担金の削減は、税源を国から地方に移譲し、地方が自らの判断で事業の実施・運営を行っていくことをめざして行われるものであり、移譲された税源による収入は、将来にわたって必要な事業経費も当然に含まれるものです。このため、税源移譲による収入の増は、計画的な事業実施のため基金への積み立てなどを行っていかねばなりません。

また、東京都も平成15年10月に「第二次財政再建プラン」を策定し、区市町村に対する補助金の見直しを行うとしています。さらに、平成12年の都区制度改革による特別区交付金の都区間の財源配分についても、平成17年度までに残された課題を解決することになっていますが、結論が出ていません。

現在、国や都の検討状況の把握に努めているところです。こうした制度改革案を調整したうえで、歳入歳出の見込を提示することにします。

## 2 景気変動への対策

景気変動に対応するため、年度間の歳入増減を調整する財政調整基金を計画的に積み立てるとともに、基金の取り崩しについても計画的に行います。

また、起債（借り入れ）の返還についても、他の事業を圧迫することのないよう、返還金の積み立て（減債基金）を計画的に行います。

平成16年度までの見通しで想定した計画は表のとおりですが、今後の10か年計画にあわせ見直します。

基金積立・繰入の見通し

単位:百万円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金繰り入れ	0	124	432	862	1,008	800	422	2,445	1,864	1,620
財調基金(退職手当)	0	0	307	736	881	672	292	348	162	0
財調基金(施設改修)										
財調基金(年度間調整)										
減債基金	0	124	125	126	127	128	130	2,097	1,702	1,620
基金積立	1,966	1,404	753	753	753	753	753	753	556	556
財調基金(退職手当)	876	240	0	0	0	0	0	0	0	0
減債基金	1,090	1,164	753	753	753	753	753	753	556	556

3 将来負担への対策

まちづくりや施設の整備など、起債（借り入れ）を行い、将来利益を享受する区民の税負担により返還していく事業を計画的に実施するため、毎年度の起債の限度額を決めます。

公債費負担可能額

単位:百万円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公債費+減債基金積立-減債基金繰入	6,445	6,629	6,087	6,027	6,165	6,082	5,798	5,526	4,850	6,007
一般財源に占める割合	0	10.03%	9.22%	9.13%	9.35%	9.23%	8.82%	8.41%	7.39%	9.15%
一般財源の10%	6,267	6,610	6,605	6,600	6,595	6,590	6,576	6,572	6,567	6,563
新たな公債費負担可能額	178	19	518	573	430	508	778	1,046	1,717	556

4 計画的な施策の実施

(1) 基金の積み立て

平成15年度末積立基金現在高の状況

単位:百万円

災害対策	社会福祉	刑務所	区営住宅	義務教育	財政調整	減債	平和	介護給付	合計
305	420	961	439	594	6,534	784	200	997	11,234

(2) 特定目的基金の創設

現在ある基金の他に、新たな特定目的基金を創設します。

道路・公園整備基金

まちづくり基金

施設改修基金

(3) 施設整備計画

10か年計画にあわせ、施設建設・改築の年次、整備手法等について明らかにする施設整備計画を作ります。

5 事務経費の削減

(1) 徹底した事務事業コストの削減

事務事業の見直しは、「時代の変化に即して区の施策の範囲及び水準を見直す」との基本的視点に基づき、すべての事業について、経常経費・投資的経費を問わず、聖域なく厳しい見直しを行います。特に、時代の変化により役割を終えた事業の廃止、民間または国及び都との役割分担の観点からの見直し、費用対効果が著しく低い事業の改廃、類似事業の整理・統合、民間活力の活用の観点から集中的に見直します。

また、事務管理費については、事務の集中化・標準化による効率性の向上、IT化や外注化によるコスト縮減を図ります。

(2) 民間活力の活用

新たな公共的サービスのあり方については、区と民間（企業・NPO・個人）との適切な役割分担を行い、サービスの質・量の確保を担保しつつ、民営化、委託化やPFI制度の活用など、市場の競争原理を活かした効率的なサービス提供を行います。

6 義務的経費の削減

10年後の職員数を2,000人とした今後の人件費の見通しと、現在までの起債（借り入れ）に基づく今後の公債費（返済金）の見通しは、下表のとおりです。

人件費・公債費の見通し

単位:百万円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費・公債費	30,375	31,083	30,923	30,494	29,967	28,680	27,281	28,151	26,099	26,516
職員給等	23,476	23,314	22,737	21,938	21,127	20,131	19,394	18,513	17,521	16,863
退職手当	1,544	2,180	2,727	3,156	3,301	3,092	2,712	2,768	2,582	2,582
公債費	5,355	5,589	5,459	5,400	5,539	5,457	5,175	6,870	5,996	7,071

7 臨時的な財源対策

新たな施策展開や施設再整備のために、計画的な用地の売却を行います。

## 10か年の人口推計

10年後の平成26(2014)年の中野区の総人口は、過去5年間の人口動向を基に推計すると、住民基本台帳ベースでおよそ29万1千人、平成16(2004)年と比較して1.9%の減となります。

中野区の人口は、平成10(1998)年の294,254人を境に微増傾向に転じ、平成16(2004)年1月1日現在で297,493人となっています。

このうち、0歳から14歳までの年少人口は少しずつ減りつづけ、人口構成比は9.0%から8.9%になると推定されます。一方、65歳以上の高齢人口は増加を続け、構成比は18.4%から21.2%となり、少子高齢化の傾向はこれからも続いていくと推定されます。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口は減りつづけ、構成比は72.6%から69.8%となると推定されます。

### 3区分階層別年人口の推移

(単位:人,%)

区 分		平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
年少人口 0-14歳	人 口	26,839	26,755	26,782	26,806	26,878	26,917	26,807	26,749	26,575	26,410	26,094
	構成比	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.1	9.0	9.0	8.9
	増減率	1.0	0.3	0.1	0.1	0.3	0.1	0.4	0.2	0.7	0.6	1.2
生産年齢人口 15-64歳	人 口	215,925	215,517	214,782	213,569	212,259	210,869	209,794	209,173	208,128	205,824	203,770
	構成比	72.6	72.4	72.2	71.8	71.4	71.1	70.9	70.9	70.8	70.3	69.8
	増減率	0.0	0.2	0.3	0.6	0.6	0.7	0.5	0.3	0.5	1.1	1.0
高齢人口 65歳以上	人 口	54,729	55,255	55,963	57,093	57,993	58,794	59,289	59,139	59,386	60,738	61,877
	構成比	18.4	18.6	18.8	19.2	19.5	19.8	20.0	20.0	20.2	20.7	21.2
	増減率	1.1	1.0	1.3	2.0	1.6	1.4	0.8	0.3	0.4	2.3	1.9
総 計	人 口	297,493	297,527	297,527	297,468	297,130	296,580	295,890	295,061	294,089	292,972	291,741
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	増減率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4

(注)

1. 各年1月1日現在の住民基本台帳人口数

2. 平成16(2004)年は実数、平成17(2005)～平成26(2014)年は推計値

基本構想の領域(10年後に実現するまちの姿)に対応した区の施策と事業展開(主なもの)

この資料は、基本構想で描く「10年後に実現するまちの姿」を実現するために、10年間で取り組む区の施策と事業展開(現段階での主なもの)を基本構想の領域ごとに示したものです。今後、区民のみなさんご意見や財政状況の見直しなどを踏まえ、修正を行う予定です。

領域	施策	事業展開	事業内容
<b>持続可能な活力あるまちづくり</b>			
<b>- 1 中野駅周辺整備を引き金として、産業の活力がみなぎるまち</b>			
<b>・活気と賑わいあふれる中野の顔づくり</b>			
	中野駅周辺のまちづくり		区内随一のにぎわいの中心として、さまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えた快適で魅力ある新しい拠点としていくために、道路やオープンスペースの整備をともなう警察大学校跡地の有効な利用を促進するなど、中野駅周辺のまちづくりを進める。
<b>・都市施設の着実な整備</b>			
	野方駅北口開設		便利で快適に移動できる交通環境づくりを進めるため、西武鉄道と協力しながら野方駅北口を開設する。
	東中野駅前広場整備		地域の拠点となる地区の特性を生かしながらまちづくりを進めるために、環状六号線の拡幅整備にあわせて東中野駅前広場の整備を行うとともに、自転車駐車場を設置する。
<b>・新たな産業の創出と活性化推進</b>			
	IT・コンテンツ産業の支援		多様な産業が発展して地域の経済力を高めるため、IT・コンテンツ産業の創業及び連携を支援する。
	産業カレッジの創設		新しいビジネスの仕組みや経営手法により、多様な産業を展開するために、産業カレッジを創設し、人材育成を行うとともに事業者のネットワークづくりを促進する。
<b>・知恵と力を発揮する事業者の支援</b>			
	産業支援情報提供の充実		区内事業所の半数を占める小規模事業所の経営力を高め、地域の経済力を発展させるために、産業支援データベースを整備し、技術や分析データなどの有用な情報を提供して、市場や技術に適合した産業活動を活性化させる。
<b>・地域の交流と活力ある商店街の推進</b>			
	空き店舗活用事業の推進		商店街を地域コミュニティの核として消費者が新しい発見や面白さを体感できる場へ発展させるため、地域特性に即した空き店舗活用を推進する。
<b>・生涯学習やスポーツを通じ新しい自分や仲間と出会う場の拡充</b>			
	生涯学習に関する情報の提供		人材・各種講座など、ITなどを通じて積極的に生涯学習に関する情報を提供する。
<b>・安心して快適に暮らし続けられる住まいの確保と誘導</b>			
	福祉住宅の整備		段差などの障壁がなくケア体制も整った、高齢者や障害者にやさしい住宅が区内で供給されるよう、福祉住宅を誘導する。
	多様で良質な住宅の整備		区有地の有効活用や住宅の共同化の誘導などにより、区内各地に多様で良質な住宅を整備する。

領域	施策	事業展開	事業内容
<b>- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち</b>			
<b>・地球環境に配慮し行動する区民の育成</b>			
	クリーンエネルギーの導入促進		地球環境に配慮した取り組みを進めるため、自然エネルギーの活用と省エネルギーの推進を図る。 地球環境に配慮した取り組みとして、区立施設に太陽光発電システムなどを導入する。
<b>・ごみの発生抑制と資源化の推進</b>			
	ごみの発生抑制と資源化の推進		「ごみゼロ都市」をめざして、ごみの発生抑制のための啓発及び資源の有効活用を図るためのペットボトル・びん・缶の回収促進、プラスチック製容器包装の回収地域の拡大、集団回収の支援、生ごみの資源化及び家庭ごみの有料化検討を行う。
<b>・みどりの豊かさが感じられるまちづくりの推進</b>			
	区民の緑化活動の支援		みどりの協定、生け垣設置助成など地域での緑化活動を推進する。
	区立施設の緑化推進		身近なところに緑をふやし、快適でやすらぎのある空間とするために、区立施設の屋上や壁面などの緑化を推進する。
<b>- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち</b>			
<b>・安心して住み続けられるまちづくりの推進</b>			
	地区計画によるまちづくり		平和の森公園周辺、南台1・2丁目地区ほかのまちづくりを推進する。
	都市計画道路の整備		災害に強く、安心してだれもが快適に利用できる都市基盤を実現するため、都市計画道路の整備に取り組む。
<b>・秩序ある安全な建物の誘導</b>			
	耐震補強等の支援		大地震に備え、区内各所での建築物の耐震性の向上を図るため、区内の建築物の耐震相談・診断助成等を行う。
<b>・生きのびるための備えのあるまちづくりの推進</b>			
	緊急防災情報伝達システムの構築		区民の生活を脅かす風水害などの防止・被害軽減を図るため、防災情報（河川水位情報、雨量情報など）をCTN5チャンネルを通じて区民に迅速に提供する。
	災害に備えた体制の推進		地域防災計画に基づく災害医療、防災情報システム、備蓄物資、避難所設備などを推進する。
<b>・快適に保守管理された道路・河川</b>			
	交通バリアフリー整備		高齢者や障害者が公共交通機関を利用して安全に移動ができるよう、駅周辺のバリアフリー化を推進する。
	橋の架け替え整備		歩行者が安全に橋を渡ることができるよう、河川改修にあわせて歩道を設置した橋を整備する。
<b>・快適な公共緑地の確保</b>			
	公園の整備と再編		自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤を実現するため、防災拠点としての北部防災公園を整備するほか、用途を廃止した施設の跡地を活用して潤いのある公園を新設するとともに、地区内の狭小な公園を廃止し、再編する。
	公園管理の拡充		区民が安心して利用できる公園をめざし、公園の安全管理を徹底する。

領域	施策	事業展開	事業内容
	<b>・誰もが便利で安全に行き交うまちづくりの推進</b>		
	地域交通の整備 (バス路線新設)		だれもが便利で快適に移動できる交通環境が整備され、多くの方が区内を移動しやすくなっていることをめざし、交通が不便な地区にバス路線を新設する。
	自転車駐車場の整備		多様な人々が気持ちよく利用できる環境づくりを進めるために、自転車駐車場が不足している駅周辺に、新たに駐車場を設置し、放置自転車をなくしていく。
	<b>・地域にふさわしい心(しん)の形成</b>		
	西武新宿線立体交差化・沿線まちづくり構想		西武新宿線の立体化計画と沿線のまちづくりを具体化することで、踏み切り問題の解消を現実のものとしていくために、地域の人々とともに各駅周辺地区のまちづくりを検討・推進すると同時に、東京都などと協議を進めていく。

<b>自立してともに成長する人づくり</b>			
<b>- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち</b>			
<b>・地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくりの推進</b>			
	長期授業公開制度の創設		区民から新たな視点で学校評価を受けることにより、学校改革につなげるため、区民が一定の期間授業に参加できるような授業公開制度を設ける。
<b>・多様な可能性をひらく豊かな体験の場の形成</b>			
	学校以外での学習の推進		移動教室、連合行事などの事業を推進する。
<b>・地域で子どもたちを見守る環境づくりの推進</b>			
	青少年育成事業の推進		健全育成活動の支援などを推進する。
	「親教育」事業の実施		親になることへの不安や、育児の孤立感を減らすために、「親」教育や、親になる人のための準備教育を進める。
<b>・不安のない出産・育児の環境づくり</b>			
	産後支援ヘルパー派遣事業の実施		乳幼児の健やかな成長と育児を支えるため、母親が出産直後の不安定な時期に、ヘルパーによる家事・育児援助を行い精神的・身体的負担の軽減を図る。
	出産・育児の相談や健診の実施		妊産婦・乳幼児健康診査、母親学級、育児支援、栄養相談などの事業を推進する。
<b>・子育て負担の軽減</b>			
	子どもに関する手当や医療費の給付		児童手当、乳幼児医療費助成、私立幼稚園等保護者補助などの事業を推進する。
<b>・子どもたちがのびのびと遊び交流する場の形成</b>			
	小学校への子どもの遊び場機能・学童クラブ機能の導入		小学生が放課後も校庭や体育館を使い安心してのびのびと過ごし、また、学校を中心に地域や家庭が連携して子育てに関われるよう、小学校へ子どもの遊び場機能・学童クラブ機能を導入する。
	児童館の再編		子どもの創造性を育む専門的な事業を展開する場、中高生対応の場、乳幼児親子への対応の場として、児童館の機能見直し・再配置を進める。
	学童クラブの民間委託		保育時間の延長などサービス拡大を図るため、学童クラブ運営の民間委託を進める。
<b>・子育ての悩みを受け止める機能の強化</b>			

領域	施策	事業展開	事業内容
		(仮)総合公共サービスセンターの整備	子育てをする保護者など、支援を要する人が身近な地域で相談や必要なサービスを受けられるよう、子育て支援・保健福祉の拠点として(仮)総合公共サービスセンターを整備する。
		子ども家庭支援センターの充実	児童虐待に適切に対応できるよう、子ども家庭支援センターの機能を充実する。
<b>・さまざまなサービスで支えられる子育ての支援</b>			
		ショートステイ事業の拡充	育児疲れなどの理由により、家庭で養育することが困難な時に、一時的に安心して子どもを預けられるよう、ショートステイ事業を充実する。
		一時保育事業の実施	育児中の保護者の心理的・肉体的負担を解消し子育て不安の軽減を図るため、育児支援型の一時的保育を実施する。
		休日・年末保育の充実	多様化する親の就労形態に応えるため、休日と年末の保育を充実する。
<b>・多様で選択できる保育サービスの充実</b>			
		区立保育園の民営化	保育時間の延長や休日保育の充実などサービスの向上を効率的に行うため、保育園の民営化を進める。
		延長保育の全園実施	多様化する親の就労形態に応えるため、区立保育園全園で延長保育を実施する。
		認証保育所の開設誘導	待機児童の解消と長時間保育などの多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所の開設を誘導する。
<b>- 2 子どもから大人まで、地域の中で能力をのばせるまち</b>			
<b>・さまざまな体験を通じて子どもたちを育む環境づくり</b>			
		児童館の再編 (再掲)	子どもの創造性を育む専門的な事業を展開する場、中高生対応の場、乳幼児親子への対応の場として、児童館の機能見直し・再配置を進める。
<b>・男女が対等に協力しあう社会の推進</b>			
		(仮)男女平等推進センターの設置	男女共同参画を推進し、男女平等社会の実現を図るため、女性会館の機能を見直し、(仮)男女平等推進センターを設置する。
<b>・サービス利用者の権利擁護</b>			
		権利を擁護する施策の推進	権利擁護センター、福祉サービス苦情調整委員などを活用して、福祉サービス利用者等の権利擁護を推進する。
<b>・多様な教育が受けられ、生きる力を育む学校づくり</b>			
		教育指導の推進	特色ある学校づくり推進、人権尊重教育、国際理解教育、環境教育など取り組みを推進する。
		心を育む教育と相談の推進	心の教育推進、生活指導相談などの事業を進めていく。
<b>・健やかな身体を育む学校づくり</b>			
		体力向上プログラムの策定	低下傾向にある児童・生徒の体力向上を図るため、専門家の指導により体力向上プログラムを策定し実施する。
<b>・教育機会の保障</b>			
		特別支援教育に向けた取り組み	障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行う。

領域	施策	事業展開	事業内容
		肢体不自由学級の運営	肢体不自由学級での教育を推進していく。
	<b>・未来を展望した計画的な教育改革の推進</b>		
		区立小・中学校の再編	児童・生徒にとって適正な集団規模で教育や学校生活が送れるよう、区立小・中学校の再配置を進める。
		区立幼稚園の配置見直し	園児にとってよりよい幼児教育を効率的に行うため、現在の施設数の見直し、私立幼稚園との負担の公平化を進める。
	<b>・多様に広がる学習・スポーツ活動の推進</b>		
		生涯学習の推進	社会人や高齢者が新しい分野の知識を得る等の学習する機会を確保するため、大学等と連携による生涯学習活動を推進する。
		芸術・文化活動の推進	区民だれもが芸術・文化に親しみ、芸術・文化活動が区内で活発に展開されるよう、活動拠点を整備するとともに振興プログラムを策定する。
		地域スポーツクラブの設立	子どもから大人まで身近な地域で誰もがスポーツを継続的に楽しむことができるよう、区民が主体的に運営する地域スポーツクラブを設立する。
		地域スポーツ・健康づくり施設の整備	地域でだれもが気軽にさまざまなスポーツ活動に親しめるよう、再編後の学校施設を活用して地域スポーツ・健康づくり施設を整備する。運営は、「地域スポーツクラブ」などが自主的に行う。
	<b>・利用しやすい魅力ある図書館の運営</b>		
		地域図書館の再編、学校図書館との連携	区民が身近な場で必要な書籍や情報を入手・活用し、主体的に読書や学習ができるよう、地域図書館と学校図書館の連携を図るとともに、地域図書館の再編を進める。

<b>支えあい安心して暮らせるまち</b>			
<b>- 1 だれもが自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち</b>			
<b>・疾病予防と健康づくり支援の推進</b>			
		区民健診の実施	区民の健康についての意識を高め、疾病の早期発見・早期治療につなげるための区民健診を推進する。
<b>・区民の健康を守る地域医療体制の整備</b>			
		かかりつけ医づくりと新たな地域医療連携の推進	区民一人ひとりが身近な医療機関を利用して健康維持に努められるよう、効果的な医療サービスのあり方を検討するとともに、区内の中核病院を拠点とした新たな地域医療連携体制を構築する。
<b>・安全で快適な生活環境の推進</b>			
		衛生環境情報の提供	適切な衛生環境情報を提供することにより、食中毒や飲み水等衛生環境に由来する健康危害の発生を抑制する。
<b>・介護予防施策の充実</b>			
		介護予防事業の実施	高齢者が自立的な日常生活を維持し、心身機能の低下の予防を進めるため、高齢者が要介護状態になることを予防する事業を総合的に実施する。また、あわせて痴呆性高齢者総合支援対策を展開する。

領域	施策	事業展開	事業内容
		高齢者会館の再編	高齢者の健康づくり・介護予防を地域で支える身近な拠点とするため、高齢者会館の機能見直し・再配置を行う。
<b>・高齢者や障害者の就労促進と社会参加の場の整備</b>			
		コミュニティレストランの支援	高齢者や障害者が就労を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわれるよう、コミュニティレストラン事業の設立・運営を支援する。あわせて、地域における交流の場を確保する。
		IT活用による障害者の社会参加促進	IT講習会を実施し、障害者がIT技術を習得し、生活に関する情報を入手する手段や機会を増やし、豊かな暮らしを実現させる一助とする。
<b>- 2 地域活動を中心にとともに支えあうまち</b>			
<b>・地域で支えあう保健・福祉・医療の風土づくり</b>			
		高齢者見守りネットワーク	ひとり暮らし高齢者などが住みなれた地域で安心して自立生活を継続できるよう地域住民などが見守りや声かけなどを行う「高齢者見守りネットワーク」を実施する。
<b>・使いやすく身近な活動の場の運営</b>			
		地域センターの（仮称）区民活動センターへの転換	施設の自主管理を通して、地域の実情に応じた自主的・主体的な地域活動が一層推進されるよう、地域センターを（仮称）区民活動センターへ転換する。
<b>・子どもたちがのびのびと遊び交流する場の形成</b>			
		児童館の再編（再掲）	子どもの創造性を育む専門的な事業を展開する場、中高生対応の場、乳幼児親子への対応の場として、児童館の機能見直し・再配置を進める。
<b>- 3 安心した暮らしが保障されるまち</b>			
<b>・保健・福祉・医療の連携による相談・支援体制整備</b>			
		（仮）総合公共サービスセンターの整備（再掲）	障害者や高齢者など、支援を要する人が身近な地域で専門的な相談や必要なサービスを受けられるよう、保健福祉・子育て支援の拠点として（仮）総合公共サービスセンターを整備する。
<b>・身近な地域の相談援助</b>			
		地域の支援を要する高齢者等の把握、総合相談体制の強化	支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と、最適なサービスの組み合わせによって計画的に自立や機能維持を図るマネジメントを行う体制を確保する。
<b>・感染症など健康不安のない環境づくり</b>			
		感染症予防対策	結核やHIV等感染症の発生予防のための普及啓発を行うとともに、拡大防止のための迅速で的確な危機管理体制を整備する。
<b>・保健・福祉サービスの基盤整備と供給体制の充実</b>			
		江古田の森保健福祉施設整備	複数の質の高い保健福祉サービスが提供され、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境づくりのため、実施する。
		小規模多機能サービス拠点および特別養護老人ホームの開設誘導	保健福祉・医療など、多様なサービスが身近な地域で提供され、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境づくりのため、小規模多機能サービス拠点および特別養護老人ホームの整備・誘導を図る。

領域	施策	事業展開	事業内容
		痴呆性高齢者グループホーム開設誘導	介護や支援の必要な高齢者が、多様なサービス提供の中から利用者自身にあったサービスを主体的に選べる環境をつくる。
		知的障害者通所施設の開設誘導	障害者の日中生活の場を確保し、社会参加をすすめるため、施設設置、運営を支援する。
		知的障害者グループホーム開設誘導	知的障害者が地域で自立して生活を営むための援助をする施設として、グループホームの開設を誘導する。
		重度身体障害者グループホーム開設誘導	身体障害者が、地域の中で安定した日常生活がおくれる環境づくりのため、重度身体障害者のグループホームの開設を誘導する。
		精神障害者グループホーム開設誘導	精神障害者が地域で自立して生活を営むための援助をする施設として、グループホームの開設を誘導する。
		高齢者、障害者の在宅生活を支える施策の推進	デイサービスやショートステイなど、自宅にしながら受けられる必要なサービスを提供する。
<b>・サービス利用者の権利擁護</b>			
		権利を擁護する施策の推進 (再掲)	権利擁護センター、福祉サービス苦情調整委員などを活用して、福祉サービス利用者等の権利擁護を推進する。
<b>・安心して快適に暮らし続けられる住まいの確保と誘導</b>			
		福祉住宅の整備 (再掲)	段差などの障壁がなくケア体制も整った、高齢者や障害者にやさしい住宅が区内で供給されるよう、福祉住宅を誘導する。
<b>・困窮から暮らしを守り自立を支援する施策の推進</b>			
		生活援護の推進	生活保護、生活援護生活相談などを推進する。
<b>・健康でいきいき暮らすための保険・医療制度運営</b>			
		国民健康保険事業の運営	国民健康保険事業の着実な運営を進める。
		高齢者の医療制度の運営	高齢者の医療制度を着実に運営していく。
<b>・安心して必要なサービスを利用できる介護保険制度の運営</b>			
		介護保険制度の運営	介護保険制度を着実に運営していく。

<b>区民が発想し、区民が選択する新しい自治</b>			
<b>- 1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち</b>			
<b>・自治のもとに行われる地域の経営の推進</b>			
		市民の行う公共・公益活動の推進	公共・公益活動を行う市民活動が広まるよう、(仮)NPO活動支援センターの開設、公募による事業提案制度・活動支援基金の創設を行う。
<b>・自立して行われる地域活動の支援</b>			
		地域団体・活動の支援	町会・自治会、老人クラブなどの支援を推進する。
<b>・皆に届く分かりやすい区政情報の提供</b>			
		戦略的な広報活動の推進	区報やホームページなどを活用し、区民が必要とする情報を迅速に提供する。
<b>・使いやすく身近な活動の場の運営</b>			

領域	施策	事業展開	事業内容
		地域センターの（仮称）区民活動センターへの転換	施設の自主管理を通して、地域の実情に応じた自主的・主体的な地域活動が一層推進されるよう、地域センターを（仮称）区民活動センターへ転換する。
<b>・区民が自ら守り助け合う地域の推進</b>			
		地域の防災行動力の向上と防災活動の支援	防災意識の普及啓発、地域防災住民組織活動支援、災害要援護者支援体制などを推進する。
<b>・犯罪のない安全なまちの推進</b>			
		地域防犯パトロールの推進	地域での安全、安心な暮らしを支えるために、防犯パトロール団体の設立を促進し、区、警察との連携により地域防犯力を高める。
<b>・地域から平和を呼びかける取り組みの推進</b>			
		平和関連事業の推進	地域からの平和活動の輪を広げるための支援を行うとともに、平和のつどい、平和展、平和資料展示室などの取り組みを推進する。
<b>- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政が実現されるまち</b>			
<b>・目標を明確にとらえ、成果を評価し改善する区政</b>			
		顧客志向による経営改革の推進	区民にとって満足度の高い区政運営を進めるため、行財政の中・長期的な経営戦略を定め、常に改善を行いながら効率的な行政を進める。
<b>・いつでもどこからでもできる行政手続の推進</b>			
		電子区役所の推進	窓口事務などで区民の利便性を高めるため、申請・届出等の行政手続や手数料・税金等の納付をインターネットを利用してできるようにする。
<b>・皆に届く分かりやすい区政情報の提供</b>			
		戦略的な広聴・広報活動の展開	区民の声を受け止め、区民のニーズを区政に生かすしくみを作るとともに、区民が求める情報を迅速に提供する。
<b>・信頼性・透明性の高い区政の運営</b>			
		個人情報保護の推進	区が保有する個人情報保護の徹底、民間事業者への指導を進める。
<b>・区立施設の保全・再編</b>			
		安全で快適な区有施設の管理	区民が安全で快適に施設を利用できるよう、各種設備等の保守点検を行うとともに、計画的な保全を推進する。
		区立小・中学校の再編（再掲）	児童・生徒にとって最適な集団規模で教育や学校生活が送られるよう、区立小・中学校の再配置を進める。
		区立幼稚園の配置見直し（再掲）	園児にとってよりよい幼児教育を効率的に行うため、現在の施設数の見直し、私立幼稚園との負担の公平化を進める。
		児童館の再編（再掲）	子どもの創造性を育む専門的な事業を展開する場、中高生対応の場、乳幼児親子への対応の場として、児童館の機能見直し・再配置を進める。
		学童クラブの民間委託（再掲）	保育時間の延長などサービス拡大を図るため、学童クラブ運営の民間委託を進める。
		区立保育園の民営化（再掲）	保育時間の延長や休日保育の充実などサービスの向上を効率的に行うため、保育園の民営化を進める。

領域	施策	事業展開	事業内容
		高齢者会館の再編 (再掲)	高齢者の健康づくり・介護予防を地域で支える身近な拠点とするため、高齢者会館の機能見直し・再配置を行う。
		地域図書館の再編、学校図書館との連携 (再掲)	区民が身近な場で必要な書籍や情報を入手・活用し、主体的に読書や学習ができるよう、地域図書館と学校図書館の連携を図るとともに、地域図書館の再編を進める。
		公園の整備と再編 (再掲)	自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤を実現するため、防災拠点としての北部防災公園を整備するほか、学校・児童館などの跡地を活用して潤いの場となる公園を新設するとともに、地区内の狭小な公園を廃止し、再編する。